

## 秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における協議会運営規程の改正案

次のとおり協議会運営規程を改正する。

改 正 案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第 1 条 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、秋田県能代市、三種町 <u>及び</u> 男鹿市沖について、協議会を組織する。</p> <p>(名称)</p> <p>第 2 条 前条に規定する協議会は、秋田県能代市、三種町 <u>及び</u> 男鹿市沖における協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 3 条 協議会は、法第 9 条の規定に基づき、秋田県能代市、三種町 <u>及び</u> 男鹿市沖の区域（以下「協議区域」という。）について、法第 8 条第 1 項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議、情報共有を行う。</p> <p>(協議会の運営)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p><u>5 協議会の構成員は、前項のほか、協議会の構成員以外の者に対し、必要な助言、資料の提供その他の協力を求めることができる。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第 1 条 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、秋田県能代市、三種町 <u>および</u> 男鹿市沖について、協議会を組織する。</p> <p>(名称)</p> <p>第 2 条 前条に規定する協議会は、秋田県能代市、三種町 <u>および</u> 男鹿市沖における協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 3 条 協議会は、法第 9 条の規定に基づき、秋田県能代市、三種町 <u>および</u> 男鹿市沖の区域（以下「協議区域」という。）について、法第 8 条第 1 項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議、情報共有を行う。</p> <p>(協議会の運営)</p> <p>第 11 条 (略)</p>

6 協議会は、原則として公開で開催するものとする。ただし、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があるときは、会議を非公開とすることができる。協議会の公開の方法は、座長が協議会に諮って定める。

7 協議会中の取材については、協議会の運営に支障を来さない範囲において認める。

(議事要旨及び議事録)

第 12 条 協議会の議事については、議事要旨及び議事録を作成しなければならない。

2 議事要旨及び議事録は少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 開催日時及び開催場所
- 二 構成員の現在数及び協議会に出席した構成員の氏名
- 三 議案
- 四 議事の経過の概要及びその結果

3 議事要旨及び議事録は、公開とする。ただし、協議会を非公開とした場合の議事要旨及び議事録の取り扱いについては、座長が協議会に諮って定める。

4 議事要旨及び議事録は、第 14 条に規定する事務局において作成する。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務を処理するため、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課、国土交通省港湾局海洋・環境課及び秋田県産業労働部エネルギー・資源振興課に事務局を置く。

(書類及び帳簿の備え付け)

第 15 条 協議会は、前条の事務局に次の各号に掲げる書類を備え付けておかなければならない。

- 一 第 1 条に基づき協議会を組織したことを示す書面
- 二 協議会運営規程

5 協議会は、原則として公開で開催するものとする。ただし、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があるときは、会議を非公開とすることができる。協議会の公開の方法は、座長が協議会に諮って定める。

6 協議会中の取材については、協議会の運営に支障を来さない範囲において認める。

(議事要旨)

第 12 条 協議会の議事については、議事要旨を作成しなければならない。

2 議事要旨は少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 開催日時及び開催場所
- 二 構成員の現在数及び協議会に出席した構成員の氏名
- 三 議案
- 四 議事の経過の概要及びその結果

3 議事要旨は、公開とする。ただし、協議会を非公開とした場合の議事要旨の取り扱いについては、座長が協議会に諮って定める。

4 議事要旨は、第 14 条に規定する事務局において作成する。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務を処理するため、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課、国土交通省港湾局海洋・環境課及び秋田県産業労働部資源エネルギー産業課に事務局を置く。

(書類及び帳簿の備え付け)

第 15 条 協議会は、前条の事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 協議会運営規程
- 二 座長及び副座長等の氏名及び住所を記載した書面

(別表)

(略)

秋田大学 名誉教授 中村 雅英

(略)

秋田能代・三種・男鹿オフショアウインド合同会社

(別表)

(略)

秋田大学 大学院理工学研究科 教授

中村 雅英

(略)

# 秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖における協議会運営規程（改正後）

## 第1章 総則

（組織）

第1条 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖について、協議会を組織する。

（名称）

第2条 前条に規定する協議会は、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖における協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第3条 協議会は、法第9条の規定に基づき、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖の区域（以下「協議区域」という。）について、法第8条第1項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議、情報共有を行う。

（協議）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項に関して協議、情報共有を行うことができる。

- 一 協議区域における促進区域の指定に関すること（促進区域の指定の解除及び変更の場合を含む。）
- 二 協議区域における利害関係者との調整に関すること
- 三 協議区域における法第13条第1項に規定する公募（以下「公募」という。）の実施に当たって留意すべき事項に関すること
- 四 協議区域における発電設備の設置工事その他の海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関すること

## 第2章 構成員

（構成員）

第5条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 経済産業大臣、国土交通大臣及び秋田県知事が必要と認める者については、構成員として別表に追加することができる。

## 第3章 座長及び副座長

（座長及び副座長の選任）

第6条 協議会に座長及び副座長を置く。

- 一 座長 1名
- 二 副座長 1名

- 2 前項の座長及び副座長は、別表に掲げる構成員から選任する。
- 3 座長は互選により選任する。副座長は座長の指名により選任する。

(座長及び副座長の職務)

第7条 座長は、会務を総理する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときまたは座長が欠けた時はその職務を代理する。

(座長及び副座長の任期)

第8条 座長及び副座長の任期は原則2年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第9条 座長及び副座長は、その任期が満了し、または辞任により退任しても、後任の座長及び副座長が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

#### 第4章 協議会の運営等

(基本原則)

第10条 協議会の運営は、法、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン等を踏まえて行うものとする。

(協議会の運営)

第11条 協議会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 構成員は、都合により協議会を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- 3 協議会の進行は座長が行うこととする。座長が欠席の場合は、副座長が協議会の議事進行を行う。
- 4 協議会の構成員は、関係行政機関の長に対し、法第9条第5項に基づき、必要な助言、資料の提供その他の協力を求めることができる。
- 5 協議会の構成員は、前項のほか、協議会の構成員以外の者に対し、必要な助言、資料の提供その他の協力を求めることができる。
- 6 協議会は、原則として公開で開催するものとする。ただし、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があるときは、会議を非公開とすることができる。協議会の公開の方法は、座長が協議会に諮って定める。
- 7 協議会中の取材については、協議会の運営に支障を来さない範囲において認める。

(議事要旨及び議事録)

第12条 協議会の議事については、議事要旨及び議事録を作成しなければならない。

- 2 議事要旨及び議事録は少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
  - 一 開催日時及び開催場所
  - 二 構成員の現在数及び協議会に出席した構成員の氏名
  - 三 議案
  - 四 議事の経過の概要及びその結果
- 3 議事要旨及び議事録は、公開とする。ただし、協議会を非公開とした場合の議事要旨及び議事録の取り扱いについては、座長が協議会に諮って定める。
- 4 議事要旨及び議事録は、第 14 条に規定する事務局において作成する。

(協議結果の尊重義務)

第 13 条 協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならない。

## 第 5 章 事務局

(事務局)

第 14 条 協議会の事務を処理するため、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課、国土交通省港湾局海洋・環境課及び秋田県産業労働部エネルギー・資源振興課に事務局を置く。

(書類及び帳簿の備え付け)

第 15 条 協議会は、前条の事務局に次の各号に掲げる書類を備え付けておかなければならない。

- 一 第 1 条に基づき協議会を組織したことを示す書面
- 二 協議会運営規程

## 第 6 章 雑則

(構成員の責務)

第 16 条 協議会の構成員は、「一般海域における占用公募制度の運用指針」(令和元年 6 月)において、「公募の開始から終了時までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者」でないことを占用公募制度の参加資格としていることに留意し、公募における選定手続の公平性、透明性及び競争性の確保に努めなければならない。

(細則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、第 14 条に規定する事務局が協議会に諮り、別に定める。

## 附 則

この規程は、令和元年 10 月 8 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 9 月 27 日より施行する。

(別表)

経済産業大臣

国土交通大臣

秋田県知事

農林水産大臣

秋田県能代市長

秋田県三種町長

秋田県男鹿市長

秋田県漁業協同組合

能代市浅内漁業協同組合

三種町八竜漁業協同組合

東北旅客船協会

秋田大学 名誉教授 中村 雅英

秋田県立大学 システム科学技術学部 教授 杉本 尚哉

秋田大学 理工学部システムデザイン工学科 教授 浜岡 秀勝

東京大学 教養学部附属教養教育高度化機構 客員准教授 松本 真由美

秋田能代・三種・男鹿オフショアウインド合同会社